

随意契約に係る情報の公開(物品・役務等)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

別記様式5

物品役務等の名称及び数量	契約担当者等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規定等の根拠規定及び理由	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率(%)	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
ScienceDirect 電子ジャーナルの利用	農業・食品産業技術総合研究機構統括部長 神山 修 (茨城県つくば市観音台3-1-1)	平成25年10月31日	エルゼビア・ビーバイ (オランダ王国アムステルダム市サラ・ブルガハルトストラート25)	外国雑誌の電子ジャーナルであり出版元と直接契約のみの契約となり、競争を許さないことから会計規程第38条第1号に該当するため。	-	56,892,020	-	-	-	-	-	
灯油(11月分)	中央農業総合研究センター所長 寺島 一男 (茨城県つくば市観音台3-1-1)	平成25年10月29日	つくばね石油(株) (茨城県つくば市大貫205)	競争入札に付したが落札せず、再度の入札を行っても落札者がなかったことから会計規程第38条第4号及び契約事務実施規則第27条第2項に該当するため。	-	2,048,685	-	-	-	-	-	(単価契約)
除雪業務(単価契約)	中央農業総合研究センター 北陸研究センター 北陸農業研究監 渡邊 好昭 (新潟県上越市稲田1-2-1)	平成25年10月29日	(株)上越商会 (新潟県上越市大字土橋1012)	競争入札に付したが落札せず、再度の入札を行っても落札者がなかったことから会計規程第38条第4号及び契約事務実施規則第27条第2項に該当するため。	-	1,761,375	-	-	-	-	-	(単価契約)
超高耐圧LC-MS/MS装置	食品総合研究所長 大谷 敏郎 (茨城県つくば市観音台2-1-12)	平成25年10月30日	理科研(株)つくば支店 (茨城県つくば市高野台3-16-2)	競争入札に付したが落札せず、再度の入札を行っても落札者がなかったことから会計規程第38条第4号及び契約事務実施規則第27条第2項に該当するため。	-	12,901,350	-	-	-	-	-	
トラクター	東北農業研究センター 福島研究拠点 環境保全型農業研究領域長 信濃 卓郎 (福島県福島市荒井字原宿南50)	平成25年10月24日	(株)南東北クボタ (福島県郡山市日和田町高倉字杉下16-1)	競争入札に付したが落札せず、再度の入札を行っても落札者がなかったことから会計規程第38条第4号及び契約事務実施規則第27条第2項に該当するため。	-	5,082,000	-	-	-	-	-	
イオンクロマトグラフ	東北農業研究センター所長 今川 俊明 (岩手県盛岡市下厨川字赤平4)	平成25年10月30日	(株)東栄科学産業盛岡営業所 (岩手県盛岡市門1-4-32)	競争入札に付したが落札せず、再度の入札を行っても落札者がなかったことから会計規程第38条第4号及び契約事務実施規則第27条第2項に該当するため。	-	2,373,420	-	-	-	-	-	
片プレーキ誤操作防止装置A-3型の試作	生物系特定産業技術研究支援センター所長 藤池 淳 (埼玉県さいたま市北区日進町1-40-2)	平成25年10月7日	(株)HIシパウラ (東京都中野区本町1-32-2)	公募のうえ、企画競争を経て、随意契約審査委員会において審査し、透明性と競争性を確保し決定されており、競争を許さないことから会計規程第38条第1号に該当するため。	-	4,000,000	-	-	-	-	-	
手こぎ部緊急即時停止装置C-3型搭載コンパインの試作	生物系特定産業技術研究支援センター所長 藤池 淳 (埼玉県さいたま市北区日進町1-40-2)	平成25年10月15日	三菱農機(株) (島根県松江市東出雲町揖屋667-1)	公募のうえ、企画競争を経て、随意契約審査委員会において審査し、透明性と競争性を確保し決定されており、競争を許さないことから会計規程第38条第1号に該当するため。	-	10,817,393	-	-	-	-	-	
中山間地用水田栽培管理ピークル2号機の試作	生物系特定産業技術研究支援センター所長 藤池 淳 (埼玉県さいたま市北区日進町1-40-2)	平成25年10月21日	三菱農機(株) (島根県松江市東出雲町揖屋667-1)	公募のうえ、企画競争を経て、随意契約審査委員会において審査し、透明性と競争性を確保し決定されており、競争を許さないことから会計規程第38条第1号に該当するため。	-	18,598,180	-	-	-	-	-	

※公益法人の区分において、「公財」は「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

(注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。